ペット動物等火葬施設設置に関する手続きの流れ（概要）

R5年4月
環境局環境対策課

事前調整① （土地）	事業者は、市から要綱の立地条件に関する説明を受ける。 →設置場所が要綱に合致しているかチェックシートにて確認する。 →設置場所に施設が建設できるか確認する。 ※ 接道要件については、都市局建築指導部道路確認担当課に確認のこと。
事前調整② （事業計画書）	事業者は、市から要綱に関する一般的な説明を受ける。 →必要な様式、添付書類など、事業計画書の作成 ※ 都市局市街地整備部開発指導課と別途協議が必要
計画書案作成 及び説明会等 事前打ち合わせ	事業者は、計画書案を作成し、近隣の住民に対し説明会等を実施する。
事業計画書の 提出	事業者は、説明会等実施後、報告書とともに事業計画書を市（環境局環境都市推進部環境対策課）へ提出する。 市は、事業計画に問題があった場合、事業計画書の修正に関する指示通知書を交付する。その場合、事業者は再度事業計画書を作成する。
事前協議完了 通知書の交付	市は、事業計画に問題がないと判断した場合は、事業者へ事前協議完了通知書を交付する。
都市計画法の 許可手続	事業者は、市（都市局市街地整備部開発指導課）の都市計画法上の許可手続きを行い、予備審査を受ける。予備審査においては、札幌市開発審査会に付議され、問題がなければ、都市計画法の許可がされる。
建築確認行為	事業者は、市（都市局建築指導部建築確認課）へ、建築確認申請を行う。問題がなければ、市は建築確認通知を発行する。
施設の建設開始	事業者は関係法令に従い施設建設を行う。
施設の建設終了 （完了検査）	事業者は、施設建設完了時に市へ完了検査申請を出す。その際、市（都市局建築指導部建築確認課）は完了検査を実施する。
ペット動物等 火葬行為の開始	事業者は、関係法令を遵守し、ペット動物等の火葬行為を行う。市（環境局環境都市推進部環境対策課）は必要に応じ、立入検査等を実施する。

上図は、札幌市ペット動物等火葬施設設置に関する指導要綱及び同運用要領により申請手続きを行う際の要点を、簡潔に示したものです。実際の申請を行うにあたっては、事業者の方は市の各担当部局と十分な打ち合わせをお願いします。